

平成29年3月15日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目2番22号
共同ピール株式会社
取締役社長 谷 鉄 也

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第53期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kyodo-pr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和施策などを背景に、緩やかな回復基調の中で推移しているものの、中国をはじめ新興国等では成長に鈍化がみられ、英国のEU離脱決定に伴う急激な円高の進行、株式市場の混乱等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

PR業界につきましては、従来の広報活動の支援・代行や危機管理広報のコンサルティングに対する需要は依然として堅調であることに加えて、マーケティングやコミュニケーション活動にPR手法を取り入れる施策も広がりを見せており、市場全体が拡大しております。

このような環境の下、当社は、引き続きリテイナー契約数の伸張及び広告会社との協業関係強化によるオプション&スポット取引の拡大を目標に掲げ、営業及び企画提案力の強化に注力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は、平成28年12月時点のリテイナー契約数が前期末比で微減となったものの売上は増加、また、大型スポット案件の受注もあり、前期比10.8%増の3,596百万円となりました。

一年を通して問い合わせの多かった業界は、サービス業、情報サービス業や自治体等で、総合PR、メディアトレーニングやセミナーに関するものでした。営業状況につきましては、2年おきに開催されるイベント関連案件を受注し、売上に寄与しております。当社の強みであり、また、高い売上高比率を占める官公庁からの案件は、継続的に引き合いを受けており、その数は増加傾向にあります。

利益面につきましては、売上高の増加に伴いまして、前期に引き続き、営業利益以下黒字となりました。また、当事業年度当初に想定していた利益水準を上回る結果となりました。

以上のことから、営業利益129百万円(前期比31.8%増)、経常利益129百万円(前期比38.3%増)、当期純利益127百万円(前期比62.7%増)となりました。

一方、国内連結子会社の一社である共和ピー・アール株式会社は当初予定していた医療系イベント受注ができず、売上高は減少いたしました。映画のPRに特化した株式会社マンハッタンピープルにつきましては、業界における確固たる地位と提供するサービスに対する信頼から、前年に引き続き高い興行収入が期待される大型作品を継続的に受注しております。当期は、売上高が大きいものの原価管理が難しい宣伝プロデューサー業務案件の獲得により、増収増益となりました。

当期の期末配当につきましては、前期に引き続き黒字となりましたが、当社単体の繰越利益剰余金がいまだマイナスである現状では、誠に遺憾ながら、引き続き無配とさせていただきます。存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

サービス区分別の状況は以下のとおりであります。

#### (リテイナー)

リテイナー契約数の伸張に取り組みましたが、年間平均契約数は前年同等であったものの、平均単価は3.3%増加いたしました。この結果、リテイナーの売上高は、前期比61百万円(3.3%)増加の1,907百万円となりました。

#### (オプション&スポット)

イベント案件PR業務の受注に伴い、オプション&スポットの売上高は、前期比259百万円(21.4%)増加の1,470百万円となりました。

#### (ペイドパブリシティ)

直取引の売上高は96.6%増加、代理店経由の売上高も2.5%増加したことが影響し、ペイドパブリシティの売上高は、前期比29百万円(15.7%)増加の219百万円となりました。

| サービス区分     | 売上高      | 前期比    |
|------------|----------|--------|
| リテイナー      | 1,907百万円 | 103.3% |
| オプション&スポット | 1,470    | 121.4  |
| ペイドパブリシティ  | 219      | 115.7  |

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中におきましては、リース資産等について総額34百万円の新規設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 50 期<br>(平成25年12月期) | 第 51 期<br>(平成26年12月期) | 第 52 期<br>(平成27年12月期) | 第 53 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年12月期) |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 3,406                 | 3,541                 | 3,246                 | 3,596                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)          | △70                   | △531                  | 78                    | 127                              |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △56.97                | △432.27               | 63.79                 | 103.79                           |
| 総 資 産(百万円)                        | 1,767                 | 2,209                 | 2,053                 | 1,549                            |
| 純 資 産(百万円)                        | 891                   | 365                   | 476                   | 604                              |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 725.33                | 297.22                | 387.73                | 491.19                           |

(注) 記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-------|----------|---------|
| 共和ビー・アール株式会社   | 10百万円 | 100.0%   | PR事業    |
| 株式会社マンハッタンビーブル | 25百万円 | 100.0%   | PR事業    |

#### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社であり、連結による売上高は4,099百万円（前連結会計年度比10.7%増）、経常利益180百万円（前連結会計年度比43.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益163百万円（前連結会計年度比51.2%増）であります。

### (4) 対処すべき課題

新経営陣の下、当社グループでは、顧客課題の多様化やメディアの変化といった市場環境の変化に対応するため、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り、100年のコミュニケーションをつなぐPRエージェンシーである」という経営理念を掲げています。これは、当社の存在理由が、顧客が長期的に成長するためにコミュニケーション活動をサポートすることであり、また、顧客課題の解決に情熱と創造性を惜しみなく提供することを宣言したものです。

また、新たな経営理念に基づいた中期ビジョンを「No.1 PR」といたしております。今後は、さまざまなステークホルダーの皆様から、長期的に信頼され選んでいただけるNo.1のPR会社になれるよう、グループ全社員の力をひとつに結集してまいります。

以上のことを目指すうえで、当社が事業を展開するにあたり、対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

#### ① 経営理念の浸透とビジョンの共有

経営理念、ビジョンの実現のために経営資源を集中してまいります。トップや幹部社員が率先して経営理念を体現していくことはもちろん、社員の評価や表彰もすべて経営理念やビジョンと照らし合わせて行います。これらによって、経営理念、ビジョン実現に向けた一体感のある企業文化を醸成してまいります。

## ②顧客満足度の向上

顧客から長期的に信頼されるには、顧客課題を適切に把握し、解決できる力が求められます。特定の業界に関する社内横断的なタスクチームを推進することにより、業界の動向や最新のPR手法を共有し、顧客の課題解決に繋がっています。また、当社のサポートしたプロジェクトの中から、最も成功したPR事例を手掛けた社員の表彰やPR事例の共有を行うなど、社員の課題解決力、提案力の向上に繋がる活動が続けることにより、顧客満足度を向上させてまいります。

## ③周辺事業領域の拡充

当社グループではメディア・リレーションズを通じた企業広報を支援する業務を中心にやってまいりました。今後はこの企業広報に加え、商品・サービスなどのマーケティングPR領域のさらなる強化をしてまいります。現在行っている「広報の学校」などスクール・トレーニング領域やメディア開発も含めたデジタル領域の拡充なども図ってまいります。

## ④広告会社への営業体制の強化

広告会社のコミュニケーションプランや販促プロモーションに、当社のPRプランやサービスを活用していただくケースが年々増加しています。このような広告会社からの企画作成依頼や協業依頼に対応するために、当社では組織横断的なタスクチームを組織して対応しています。タスクチームのメンバーを中心に、マーケティングPRのスキルアップを図り、新たな市場の開拓を行います。

## ⑤地方自治体への営業強化

当社が加盟している地域の広告ネットワークを活用して、当社の強みである地方自治体のPR活動を積極的に展開してまいります。特に、急速に拡大する訪日中国人観光客の誘引を目指す地方自治体に対しては、当社の中国でのパートナーであるPR会社ルーダー・フィン社のサービスを活用してPR活動を提案してまいります。

## ⑥従業員満足度の向上

人材が資本である当社では、社員のパフォーマンスがそのまま業績に影響いたします。そのため、当社では社員が最大限に自身のポテンシャルを発揮できることを目的とした人事評価制度の運用、社内行事、イベントの開催を通じ、さらなる従業員満足度の向上につなげてまいります。

### ⑦人材採用の強化

定期的な新卒採用と長期的な人材育成を基本戦略としながらも、経営理念に共感していただけるPR経験者の中途採用、バイリンガル人材や異業種からの人材採用も活用し、より多様性のある組織づくりをしてまいります。

### ⑧子会社の専門特化

映画及び映像に関連した商品を専門にPRする株式会社マンハッタンピープル、医療・医薬品のPRに関する専門人材を抱える共和ピー・アール株式会社については、それぞれ得意とする領域により特化してまいります。これにより、グループ全体で幅広い業界のPRニーズに対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

| サービス区分     | 主要な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リテイナー      | リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。<br>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。<br>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。 |
| オプション&スポット | オプション&スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。<br>オプションの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。                                                   |
| ペイドパブリシティ  | パブリシティ業務において、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                               |

(6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都中央区銀座七丁目2番22号 |
|-----|------------------|

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 192 (22) 名 | ▲2 (1) 名  | 37.7歳 | 8.2年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額  |
|-------------------------|--------|
| 株 式 会 社 新 生 銀 行         | 152百万円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 144百万円 |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 74百万円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,260,000株
- (3) 株主数 698名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 新 東 通 信         | 381千株 | 31.0%   |
| 株式会社テクノロジーグローバル研究所      | 200   | 16.3    |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 64    | 5.2     |
| 佐 藤 友 亮                 | 55    | 4.5     |
| 共 P グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会 | 45    | 3.7     |
| 山 本 文 彦                 | 27    | 2.2     |
| 高 長 樹                   | 27    | 2.2     |
| 上 村 巍                   | 22    | 1.8     |
| 百 溪 直 司                 | 21    | 1.7     |
| 大 木 佑 輔                 | 20    | 1.7     |

(注) 1. 持株比率は自己株式（30,317株）を控除して計算しております。  
2. 自己株式は上記の表から除外しております。  
3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

### 3. 新株予約権等に関する状況

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年12月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 発行日         | 区分         | 新株予約権の数             | 目的となる株式の種類及び数   | 交付者数 | 行使に際して出資される財産の価格(1株当たり) | 行使期間及び行使の条件(注1)              |
|-------------|------------|---------------------|-----------------|------|-------------------------|------------------------------|
| 平成28年12月22日 | 当社使用人      | 360個<br>(1個当たり100株) | 普通株式<br>36,000株 | 45名  | 767円                    | 自平成30年12月23日<br>至平成35年12月22日 |
| -           | 子会社の役員・使用人 | -                   | -               | -    | -                       | -                            |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (5) その他の権利行使条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                               | 第1回新株予約権<br>(平成28年11月22日取締役会決議)              | 第2回新株予約権<br>(平成28年11月22日取締役会決議)              |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 新株予約権の数(個)                                    | 504                                          | 339                                          |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                          | —                                            | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                              | 普通株式                                         | 普通株式                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                            | 50,400                                       | 33,900                                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)(円)                      | 726                                          | 726                                          |
| 新株予約権の行使期間                                    | 自平成28年12月23日<br>至平成38年12月22日                 | 自平成30年4月1日<br>至平成35年12月22日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(1株当たり)(円) | 発行価格<br>733<br>資本組入額<br>367                  | 発行価格<br>733<br>資本組入額<br>367                  |
| 新株予約権の行使の条件                                   | (注)1                                         | (注)2                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                                | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

(注) 1. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(但し、(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。
- なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                              |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 古 賀 尚 文 | —                                                                                                    |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 谷 鉄 也   | 共和ビー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M' sブリッジ 取締役、上海新東通信广告有限公司 董事                    |
| 取 締 役 副 社 長   | 沼 田 英 之 | 当社PRアカウント本部本部長、共和ビー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M' sブリッジ 代表取締役               |
| 専 務 取 締 役     | 西 井 雅 人 | 当社コーポレート本部本部長、共和ビー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンビーブル 取締役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信广告有限公司 監事 |
| 取 締 役         | 木 村 忠 久 | 当社PRアカウント本部副本部長、株式会社マンハッタンビーブル 取締役                                                                   |
| 取 締 役         | 平 英 毅   | 東京市谷法律事務所 弁護士（パートナー）                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 行 本 憲 治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>株式会社D T S 監査役                                               |
| 監 査 役         | 越 智 大 藏 | 株式会社アドバネクス 監査役<br>リバーエレテック株式会社 監査役<br>イワキ株式会社 取締役                                                    |
| 監 査 役         | 佐 伯 一 郎 | 四五六法律事務所 所長<br>株式会社エイアンドティー 取締役<br>伊藤忠エネクス株式会社 取締役                                                   |

- (注) 1. 取締役平英毅氏は、社外取締役であります。
2. 取締役平英毅氏は、弁護士及び中小企業診断士の資格を有しており、法務はもとより企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役平英毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役行本憲治及び監査役佐伯一郎の両氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役佐伯一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、常勤監査役行本憲治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 取締役会長古賀尚文氏は、平成28年3月30日開催の取締役会において、取締役会長に選定され、就任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 支給額          |
|------------------|------------|--------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10<br>(3)名 | 73<br>(8)百万円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)   | 11<br>(8)    |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 13<br>(5)  | 85<br>(17)   |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の支給額には、前回の定時株主総会で任期満了により退任した取締役4名の報酬等の額が含まれております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年3月30日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、平成26年3月28日付及び平成28年3月30日付にてそれぞれ退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役4名に対して17百万円

（上記金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額17百万円が含まれております。）

### ③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|           | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 英毅  | 東京市谷法律事務所 パートナー<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。                                                                                                      |
| 監査役 行本 憲治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社D T S 監査役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 佐伯 一郎 | 四五六法律事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社エイアンドティー 取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>伊藤忠エネクス株式会社 取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。     |

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 英毅  | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                                                                     |
| 監査役 行本 憲治 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 佐伯 一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士、大学院教授（法学）として、高い見識と豊富な経験に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、すべての取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、執行役員などで構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門及び各子会社にコンプライアンス推進担当者を任命する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門及び各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門及び各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社内における契約書の審査など日常の法的問題及びコンプライアンス体制強化のため、専門的知識をもった人材を増強し、法務部門を新たに設置した。法務部門は、重要な契約については外部の弁護士事務所のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時外部の法律事務所の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、当社グループのコンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた役職員に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等で必要に応じて適時公表する。

さらに当社グループのコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全役職員へ配布する。

子会社の取締役は、毎月及び臨時で開催される当社の取締役会へ出席し、当社の取締役及び監査役へ子会社の状況及び重要事項を報告する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。当該補助使用人は専ら監査役の指揮命令下におかれる。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- (12) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた実施状況は次のとおりであります。

①取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

- ②常勤取締役による経営改善委員会を週1回開催し、当社グループにおける課題の共有と対応策の検討を実施いたしました。
- ③監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的としたソフトウェアの導入を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ⑥常勤取締役及び管理局の部門長からなるガバナンス・コンプライアンス委員会を開催し、情報セキュリティ、ハラスメント等について情報共有と対策を検討いたしました。
- ⑦役員含め全社員を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,174,777</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>750,507</b>   |
| 現金及び預金             | 380,489          | 買掛金                    | 161,038          |
| 受取手形               | 67,964           | 短期借入金                  | 164,000          |
| 売掛金                | 618,839          | 1年内返済予定の長期借入金          | 109,512          |
| 未成業務支出金            | 18,321           | 未払金                    | 89,699           |
| 前払費用               | 29,746           | 未払費用                   | 103,842          |
| 繰延税金資産             | 58,522           | 未払法人税等                 | 4,690            |
| その他                | 7,899            | 未払消費税等                 | 49,373           |
| 貸倒引当金              | △7,005           | 前受金                    | 11,120           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>375,118</b>   | 預り金                    | 31,089           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>85,270</b>    | 受注損失引当金                | 15,726           |
| 建物                 | 43,346           | その他                    | 10,415           |
| 工具、器具及び備品          | 2,406            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>194,430</b>   |
| 土地                 | 33,304           | 長期借入金                  | 153,802          |
| その他                | 6,212            | 退職給付引当金                | 7,692            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>28,286</b>    | 役員退職慰労引当金              | 4,733            |
| ソフトウェア             | 859              | その他                    | 28,203           |
| 電話加入権              | 1,977            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>944,938</b>   |
| リース資産              | 25,450           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>261,561</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>593,775</b>   |
| 投資有価証券             | 53,461           | 資 本 金                  | 419,900          |
| 関係会社株式             | 49,460           | 資 本 剰 余 金              | 360,655          |
| 敷金及び保証金            | 136,850          | 資本準備金                  | 360,655          |
| 保険積立金              | 20,005           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△170,720</b>  |
| 破産更生債権等            | 124,209          | 利益準備金                  | 13,500           |
| その他                | 1,783            | その他利益剰余金               | △184,220         |
| 貸倒引当金              | △124,209         | 別途積立金                  | 150,000          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,549,896</b> | 繰越利益剰余金                | △334,220         |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△16,058</b>   |
|                    |                  | 評価・換算差額等               | 10,232           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金           | 10,232           |
|                    |                  | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>950</b>       |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>604,958</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,549,896</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目             | 金     | 額         |
|-----------------|-------|-----------|
| 売 上 高           |       | 3,596,924 |
| 売 上 原 価         |       | 1,532,956 |
| 売 上 総 利 益       |       | 2,063,968 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 1,934,674 |
| 営 業 利 益         |       | 129,293   |
| 営 業 外 収 益       |       |           |
| 受 取 利 息         | 85    |           |
| 受 取 配 当 金       | 262   |           |
| 受 取 賃 貸 料       | 2,820 |           |
| 役員退職慰労引当金戻入額    | 9,067 |           |
| そ の 他           | 1,521 | 13,756    |
| 営 業 外 費 用       |       |           |
| 支 払 利 息         | 8,297 |           |
| 売 上 割 引         | 478   |           |
| 為 替 差 損         | 3,082 |           |
| 保 険 解 約 損       | 1,426 |           |
| そ の 他           | 45    | 13,329    |
| 経 常 利 益         |       | 129,720   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |       | 129,720   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 826   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 1,263 | 2,090     |
| 当 期 純 利 益       |       | 127,629   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                             | 株 主 資 本 |           |               |           |                 |          |               |         |             |
|---------------------------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|----------|---------------|---------|-------------|
|                                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |          |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                                             |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                                             |         |           |               | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金   |          |               |         |             |
| 当 期 首 残 高                                   | 419,900 | 360,655   | 360,655       | 13,500    | 150,000         | △461,850 | △298,350      | △16,058 | 466,145     |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                           |         |           |               |           |                 |          |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |         |           |               |           |                 |          |               |         | —           |
| 当 期 純 利 益                                   |         |           |               |           |                 | 127,629  | 127,629       |         | 127,629     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) |         |           |               |           |                 |          |               |         |             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                       | —       | —         | —             | —         | —               | 127,629  | 127,629       | —       | 127,629     |
| 当 期 末 残 高                                   | 419,900 | 360,655   | 360,655       | 13,500    | 150,000         | △334,220 | △170,720      | △16,058 | 593,775     |

|                                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|
|                                             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                                   | 10,643                  | 10,643              | —         | 476,789   |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                           |                         |                     |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |                         |                     |           | —         |
| 当 期 純 利 益                                   |                         |                     |           | 127,629   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | △411                    | △411                | 950       | 538       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                       | △411                    | △411                | 950       | 128,168   |
| 当 期 末 残 高                                   | 10,232                  | 10,232              | 950       | 604,958   |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| ①子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                               |
| ②その他有価証券       |                                                           |
| ・時価のあるもの       | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                               |
| ③たな卸資産         |                                                           |
| ・未成業務支出金       | 個別法による原価法                                                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                                                                              |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①有形固定資産<br>（リース資産を除く）       | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ②無形固定資産                     |                                                                                              |
| ・自社利用のソフトウェア                | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                             |
| ③リース資産                      |                                                                                              |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。                                                        |

#### (3) 引当金の計上基準

- |          |                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①貸倒引当金   | 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                 |
| ②受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。                      |
| ③退職給付引当金 | 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっ |

ております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微です。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金

4,513千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 202,346千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 14,235千円 |
| 短期金銭債務 | 3,881千円  |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|     |          |
|-----|----------|
| 売上高 | 50,589千円 |
| 仕入高 | 10,827千円 |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,260千株     | 一千株        | 一千株        | 1,260千株    |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 30,317株     | 一株         | 一株         | 30,317株    |

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 事業年度末における新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 50,400株 |
|------|---------|

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税・事業所税   | 3,047千円  |
| 貸倒引当金        | 40,227   |
| 退職給付引当金      | 2,353    |
| 役員退職慰労引当金    | 1,448    |
| 未払賞与         | 20,199   |
| 投資有価証券評価損    | 1,311    |
| 子会社株式評価損     | 3,238    |
| 資産除去債務       | 4,723    |
| 受注損失引当金      | 4,859    |
| 繰越欠損金        | 207,801  |
| その他          | 6,794    |
| 繰延税金資産 小計    | 296,006  |
| 評価性引当額       | △237,426 |
| 繰延税金資産 合計    | 58,579   |
| 繰延税金負債       |          |
| 未成業務支出金      | △56      |
| その他有価証券評価差額金 | △4,511   |
| 繰延税金負債 合計    | △4,568   |
| 繰延税金資産の純額    | 54,011   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、コーポレート本部財務経理室が、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場会社については定期的に時価の把握を行っております。

敷金・保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。また、契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金、未払金、未払費用や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。

|                               | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額     |
|-------------------------------|------------|------------|---------|
| (1) 現 金 及 び 預 金               | 380,489 千円 | 380,489 千円 | － 千円    |
| (2) 受 取 手 形                   | 67,662     | 67,662     | －       |
| (3) 売 掛 金                     | 612,135    | 612,135    | －       |
| (4) 投 資 有 価 証 券               | 50,975     | 50,975     | －       |
| (5) 敷 金 及 び 保 証 金             | 136,850    | 110,518    | △26,332 |
| 資 産 計                         | 1,248,114  | 1,221,782  | △26,332 |
| (1) 買 掛 金                     | 161,038    | 161,038    | －       |
| (2) 短 期 借 入 金                 | 164,000    | 164,000    | －       |
| (3) 未 払 金                     | 89,699     | 89,699     | －       |
| (4) 未 払 費 用                   | 103,842    | 103,842    | －       |
| (5) 長 期 借 入 金<br>(1年内返済予定を含む) | 263,314    | 264,151    | 837     |
| 負 債 計                         | 781,893    | 782,731    | 837     |

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

将来のキャッシュ・フローをその発生が見込まれる期間に対応する適切な利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分           | 貸借対照表計上額 |
|---------------|----------|
| 非 上 場 株 式（※1） | 2,486 千円 |
| 関係会社株式（※2）    | 49,460   |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1 年 内      | 1 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超<br>1 0 年 内 | 1 0 年 超 |
|---------|------------|----------------|------------------|---------|
| 預 金     | 377,679 千円 | — 千円           | — 千円             | — 千円    |
| 受 取 手 形 | 67,662     | —              | —                | —       |
| 売 掛 金   | 612,135    | —              | —                | —       |
| 合 計     | 1,057,478  | —              | —                | —       |

※敷金・保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1 年 内     | 1 年 超<br>2 年 内 | 2 年 超<br>3 年 内 | 3 年 超<br>4 年 内 | 4 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超 |
|-------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 短期借入金 | 164,000千円 | —千円            | —千円            | —千円            | —千円            | —千円   |
| 長期借入金 | 109,512   | 102,512        | 38,602         | 10,176         | 2,512          | —     |
| 合 計   | 273,512   | 102,512        | 38,602         | 10,176         | 2,512          | —     |

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 491円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円79銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月23日

共同ピーアール株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月28日

共同ピーアール株式会社 監査役会

|               |       |
|---------------|-------|
| 常 勤 監 査 役 行 本 | 憲 治 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 越 智 | 大 藏 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 佐 伯 | 一 郎 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役1名選任の件

取締役会において経営判断の迅速化と経営体制の強化を図るため、新任取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の原野圭司氏は、株式会社博報堂バンコクの代表取締役社長や同社中部支社支社長等を歴任し、平成28年11月より当社顧問に就いております。同氏のコミュニケーション事業全般の知見を、当社の経営戦略の構築に活かしたく、同氏を取締役候補者としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 原野圭司<br>(昭和31年10月6日生) | 昭和54年4月 株式会社博報堂入社<br>平成7年12月 博報堂バンコク代表取締役社長<br>平成20年4月 株式会社博報堂グローバルアカウン<br>ト推進局局長<br>平成23年4月 同社海外業務推進室長<br>平成24年4月 同社中部支社支社長<br>平成28年4月 同社中部支社参与<br>平成28年11月 当社顧問(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし | 0株         |

- (注) 1. 原野圭司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 原野圭司氏は、新任の取締役候補者であります。  
3. 本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員の任期が満了となります。つきましては、新任候補者2名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>なかだ かずひさ<br>中 田 一 久<br>(昭和26年7月25日生) | 昭和55年9月 当社入社<br>平成21年5月 当社内部監査室長(内部統制担当兼務)<br>平成24年1月 当社コンプライアンス・情報セキュリティ室長(内部監査担当兼務)<br>平成28年8月 当社コーポレート本部 顧問<br>(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし                                                                                                                                                     | 6,900株     |
| 2     | ゆき もと けん じ<br>行 本 憲 治<br>(昭和24年4月10日生)    | 昭和49年9月 プライスウォーターハウス公認会計士事務所 入所<br>昭和52年3月 公認会計士登録<br>平成4年1月 青山監査法人代表社員<br>平成12年4月 中央青山監査法人代表社員<br>平成22年7月 行本憲治公認会計士事務所開設同所所長(現任)<br>平成22年8月 株式会社アルファアソシエーツ取締役(現任)<br>平成25年3月 当社常勤社外監査役(現任)<br>平成28年6月 株式会社D T S 監査役(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>行本憲治公認会計士事務所 所長<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>株式会社D T S 監査役 | 0株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | ※<br><small>くろ</small> 黒 <small>さわ</small> 澤 <small>もと</small> 基 <small>ひろ</small> 弘<br>(昭和43年6月27日生) | 平成8年4月 東京地方検察庁検事<br>平成11年4月 東京法務局訴務検事<br>平成13年4月 弁護士登録(福岡県弁護士会)<br>平成16年8月 飯沼総合法律事務所 入所<br>平成20年2月 増田パートナーズ法律事務所代表弁護士<br>平成21年8月 黒澤法律事務所(現 公智法律事務所)設立 代表弁護士(現任)<br>平成23年11月 黒澤基弘税理士事務所開設 税理士(現任)<br>平成24年6月 弁理士登録<br>平成24年12月 株式会社東横インホテル企画開発監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>公智法律事務所 代表弁護士<br>黒澤基弘税理士事務所 税理士<br>株式会社東横インホテル企画開発 監査役 | 0株         |

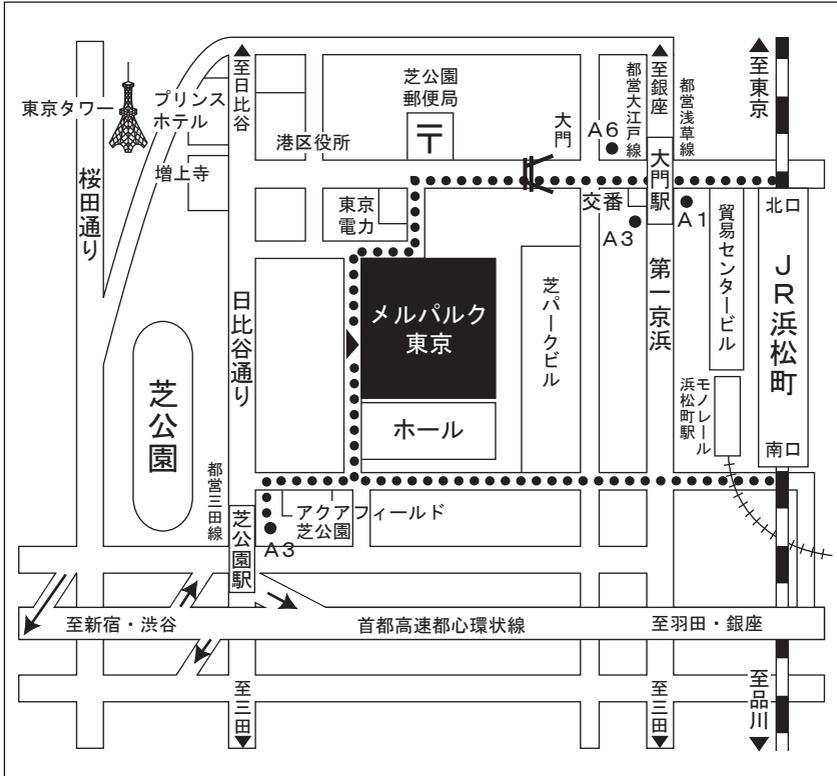
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 行本憲治氏及び黒澤基弘氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できるものと判断した理由  
 行本憲治氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。  
 黒澤基弘氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は行本憲治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。行本憲治氏が原案どおり選任された場合、同氏との現在の契約は引き続き効力を有することとなります。なお、当社と各監査役の、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
6. 本議案が原案どおりに承認可決され、中田一久氏及び黒澤基弘氏が就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であります。なお、当社と各監査役の、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
7. 当社は、監査役候補者行本憲治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおりに承認可決され、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、本議案が原案どおりに承認可決され、黒澤基弘氏が就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 孔雀の間



- |    |                      |      |      |
|----|----------------------|------|------|
| 交通 | 都営地下鉄三田線             | 芝公園駅 | 徒歩2分 |
|    | 都営地下鉄浅草線・大江戸線        | 大門駅  | 徒歩4分 |
|    | J R山手線・京浜東北線、東京モノレール | 浜松町駅 | 徒歩8分 |